福祉ウェーブ

鳥羽市社協だより

11
No.173
2026年11月1日発行

令和8年度 赤い羽根共同募金運動が始まりました

10月1日(木) に近鉄鳥羽駅、ぎゅーとら鳥羽店、10月6日(火) に鳥羽マリンターミナルで街頭募金運動をおこない、沢山の方にご協力をいただきました。

集めたお金は鳥羽市の福祉の為に有効に使わせていただきます。ありがとうございました。











三重県SDGs推進パートナー

おもな内容

令和８年度赤い羽根共同募金運動…… ２ページ
鳥羽市民児協だより…… ３ページ
ひだまりパントリー・日常生活自立支援事業…… ４ページ
窓口受付時間変更のお知らせ・ほっとスマイルサービス…… ５ページ
お知らせ…… ６ページ

ふれあいネットワーク

編集・発行：社会福祉法人　鳥羽市社会福祉協議会
〒517-0022　鳥羽市大明東町2-5
ＴＥＬ 0599(25)1188　ＦＡＸ 0599(25)1117
ホームページ http://www.toba-shakyo.or.jp
メール soumu @ toba-shakyo.or.jp

『鳥羽の町をよくするしくみ』赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

今年も１０月から、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました。集めたお金は再び配分金として鳥羽の町の為に使うことが出来ます。

令和７年度は多くの皆さまのご協力により、約１９１万円の募金が集まりました。お寄せいただいた募金は、鳥羽の福祉活動に有効に活用させていただきました。集まった募金が鳥羽市でどのような福祉活動に活用されているのか、一部ご紹介します。

募金活動の様子（イオン鳥羽店、マリンターミナルにて）







鳥羽市で集めた募金
（鳥羽市共同募金委員会）

送 金 →

← 配分金

三重県共同募金会
一部災害等準備金として積立



募金額の約８０％が配分金として
鳥羽市の福祉活動に使われています。



●福祉協力校での福祉教育推進事業

鳥羽市内11校の小・中学校に福祉教育活動の為の助成をしました。



●ふれあいいきいきサロン事業

高齢者を対象とした仲間づくり・介護予防、子育て中の保護者を対象とした仲間づくり・情報交換の場づくりを促進する活動へ助成しました。



●TOBA ひだまりフェスタの開催

イベント開催に必要な費用の一部を助成しました。

鳥羽市民児協だより

能登の被災地から学ぶ、地域と命の守り方

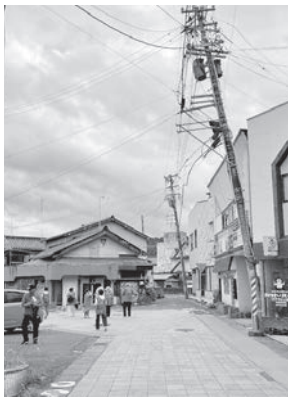
鳥羽市民生委員児童委員協議会では、輪島市民生委員児童委員協議会との交流会を実施いたしました。その研修を通じて得られた現地の状況や貴重な学びについてご報告いたします。

研　修　概　要

- と　き：令和８年６月９日（火）～10日（水）
- 場　所：能登半島（石川県輪島市）
- 目　的：輪島市民生委員児童委員協議会との交流

地域の身近な相談役である民生委員が、被災現場で何に悩み、どう動いたのか。「生の声」を直接聞き、肌で感じるために現地を訪問しました。

❶ 発災直後の輪島市の民生委員・児童委員、主任児童委員の動き（輪島民児協会長より）



- **初動対応**：大津波警報発令に伴う避難誘導を行い、住民と協力して倒壊家屋での人命救助や、避難所の開設・運営にあたりました。
- **孤立地域からの救出**：自衛隊ヘリで救出された後、市街地の避難所へ移動するまでの連絡調整を行いました。
- **帰省者対応**：正月期の発災で帰省者が多く、行政からの家族構成確認や問い合わせに追われました。
- **民生委員自身の被災と苦難**：全委員の 62％が自宅の全半壊被害を受けました。委員も被災者であり、約１割の委員が「辞任したい」と考える状況でした。
- **安否確認と広域避難**：金沢まで車で 5 時間以上かかる中、各会長は委員の安否等を確認。避難所運営や物資配布に奔走する委員も多数いました。仮設や自宅生活者の把握が進み復興へ歩み出す中、さらに豪雨災害にも見舞われる厳しい状況に直面しました。



❷ 被災体験の中で特に印象に残った言葉

① ２日間孤立し、余震が続き非常に恐ろしかった。
② １週間分の水や食料は、事前に自分で準備しておく必要がある。
③ スマホやメールが使えず、連絡がつかない・情報が入らない不安があった。
④ 物を取りに行こうとして家の下敷きになった事例があった。
⑤ 普通の生活が一瞬でできなくなる恐ろしさを痛感した。
⑥ 過酷な避難所では床に直接布団を敷くと、ホコリを吸い込み病気になりやすい。
⑦ 土足の避難所ではノロウイルスが蔓延。「避難所は土足禁止」の徹底が必要。
⑧ 介護パンツからの尿漏れで床が濡れ、転倒者が続出する事態が発生した。
⑨ 普段から防災知識を高め、災害時の町内での動き方を話し合っておくこが大切。





「まずは自分の命、そして家族の命を最優先に考え、安全を確保してから活動をする」ことは実践できました。また、民生委員として日頃から把握している地域の情報が、災害時には非常に有用であることも身をもって経験しました。

❸ 輪島市民児協のスローガン

“残った人が未来を作ろう”

一、まずは自分の命、次に家族の命を最優先にする
二、過疎化や高齢化で危機にある「地域のつながり」や「祭り」を守ることが、最大の防災となる
三、「怖い」という感情だけで終わらせず、具体的に見える形に変えていく

❹ まとめ

輪島民児協との交流を通じて、大災害の経験から学んだ、地域に根差した見守り活動や民生委員・児童委員の役割について、大変貴重なお話を伺い、深く感銘を受けました。今回の学びを今後の活動に活かし、地域福祉向上に努めてまいりたいと思います。

６月28日(日) 鳥羽市保健福祉センターひだまりにて「ひだまりパントリー 第１回」が実施されました

当日は雨が心配されましたが、朝早くから多くの方にお集まりいただきました。

会場では、段ボール箱に入った食料品をお渡しするとともに、日々の生活での困りごとを相談できる窓口を設けました。また、今後の心配事について相談できる窓口として“暮らし相談支援センターとば”をご案内しました。お持ち帰りがむずかしい方は、配送もさせていただきました。

参加された方からは、「こんなにたくさんあるの」「助かるわ」と言った感謝の声が聞かれました。





今回のパントリーは食料品をお渡しするだけでなく、困ったときに相談できる窓口として“暮らし相談支援センターとば”を知っていただく機会にもなりました。また、身近に困っている方がいた際に、相談先としてつないでいただくきっかけにもなりました。



ひだまりパントリー（県補助事業による食料提供）の第２回目を開催します

対象者：鳥羽市在住の方で 70 歳以上の方

※ 当日確認させていただきますので住所と年齢の分かるもの（運転免許証等）をご持参ください。

開催場所	開催日	時間	配布個数
中央公民館河内分館	11月26日(木)	午前10時～午後２時	１５０セット
中央公民館本浦分館	11月30日(月)		１５０セット
相差女性活動センター	12月 １ 日(火)		２００セット

先着順で、米・レトルト食品・缶詰などをお渡しします。なお、当日は受付のみを行い、食料品は後日配送します。（食料品の配布は１世帯につき１セットまで）※ なくなり次第終了です。

◉ ６月28日の「ひだまりパントリー」を利用された方は、今回のご利用をご遠慮ください。

問い合わせ先　鳥羽市社会福祉協議会（担当／濱田・小岸）
TEL：0599-25-1188　FAX：0599-25-1117



役所などの手続きがうまくできない。

通帳などの重要物をすぐなくしてしまう。



福祉サービスの利用方法がわからない。

お金を持つとすぐ使い果たしてしまう。

こんな悩みを持つ認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安のある方をお手伝いします。どうぞお気軽にご相談ください。



鳥羽市社会福祉協議会 鳥羽日常生活自立支援センター ☎0599-25-1188

窓口受付時間変更のお知らせ

令和９年１月４日(月) から窓口受付時間を 9：00 ～ 16：00 に変更します

試行運用期間 令和９年１月４日(月)～３月31日(水)　**本格運用期間** 令和９年４月１日(木)～

鳥羽市社会福祉協議会では、鳥羽市の窓口受付時間の変更に伴い、当会の窓口受付時間についても変更いたします。

今回の変更に伴い、職員が業務の課題解決や業務改善、関係機関との情報共有、支援体制の充実などに取り組む時間を確保し、限られた人員や時間をより効果的に活用することで、業務の効率化とサービスの質の向上を目指してまいります。また、こうした取り組みを通じて、職員の働き方改革を推進するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会として、市民の皆様により良い福祉サービスや相談支援を提供できるよう引き続き努めてまいります。

市民の皆様には、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒、本変更の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ **なお、電話受付時間は変更ございません。ご理解とご協力をお願いいたします。**

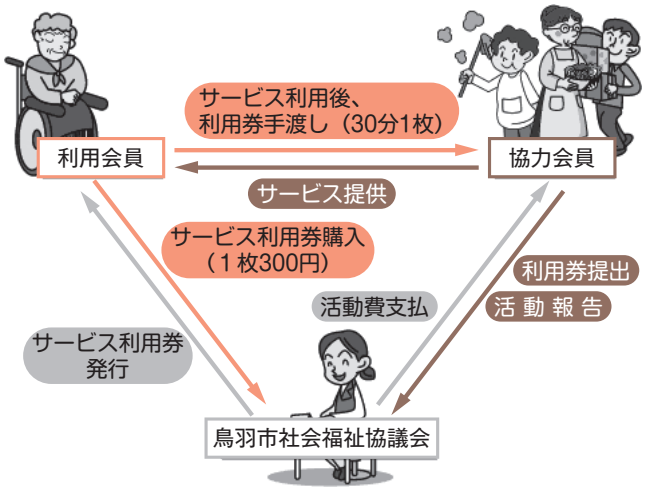
ほっとスマイルサービス 住民参加型在宅福祉サービス

ほっとスマイルサービスは、利用料をいただく有償の活動です。会員相互の気兼ねない助け合いにより、在宅生活に不安のある方を支援し、「だれもが、安心して暮らすことができるまちづくり」を実現することを目的としています。

利用会員 市内に在住する在宅生活での外出や生活に不安や困りごとのある方です。

協力会員 市内に在住する方で、利用会員の依頼があった時に理解と熱意を持ってサービス提供(お手伝い)ができる方です。

サービスの提供について サービスは、１回30分以内で、利用料は300円になります。利用会員は、利用したい時間分の利用券を社会福祉協議会から購入し、サービスを利用する際に協力会員へ渡します。協力会員には、受け取った利用券に応じて活動費が支払われます。



年会費 利用会員は年会費として、1,000円が必要です。

サービスの具体的内容 掃除、洗濯、買い物、話相手、代読、通院、外出時の付き添い、託児、地域のイベント参加への介助、観光介助など。

(注)公的サービス(介護保険サービス・障害福祉サービスなど)に該当する方は、公的サービスが優先されます。

詳細は、鳥羽市社会福祉協議会福祉推進係までお問い合わせください。

なぜ有償サービスなのでしょうか？ ほっとスマイルサービスは、ほとんどボランティア的な取り組みのため、中には「無償でも構わない」とおっしゃる方もいます。しかし、無償であるがゆえに遠慮をされたり、何かお返しをしなければならないと感じられる方もいます。そこで、活動費をお支払いいただくことで、お互いに気兼ねなくサービスを利用できるように有償のサービスとしています。



TOBAひだまりフェスタ2026開催

11月21日(土)に鳥羽市民体育館にて「みんなのつながりをもっともっと」をテーマに「TOBAひだまりフェスタ2026」を開催します。

市内で活躍する団体や市民の皆様にご参加いただき、楽しみながら交流や地域の支え合いについて考えていただくイベントで、子どもから大人まで楽しめる内容になっています。

詳細は、当会のHPに掲載しますので、下記のQRコードからご確認ください。

【イベント内容】

園児の踊り、ダンスパフォーマンス、パトカー等の乗車体験、健康チェック、介護施設や、障がい者福祉施設の作品展示、あかちゃんハイハイレース、子ども食堂による食事の提供(無料)など

いま、当日はどなたでも参加できる抽選会も開催しますので、ぜひ、ご家族やご友人などお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

11月・12月 行事カレンダー

※日程は変更になる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

総合相談案内

●相談時間はお一人様30分で無料です。お電話にて事前にご予約ください。
●法律相談のご予約は相談日の土・日・祝日を除く3営業日前までにお願いします。

種　類	開催日	時　間	内　容
まるごと相談	平　日	8時30分～17時	介護・育児・障がい・ひきこもり・地域の困りごとなど複数の課題に関する相談
司法書士相談	11月12日(木)	13時～15時30分	財産相続・登記・遺言等に関する相談
法律相談	11月26日(木)	13時30分～16時	弁護士による法律相談
	12月24日(木)		

子育てサロン

●子育てをしているみなさんの仲間づくりとリフレッシュを目的に、子育てサロンを開催しています。お気軽にご参加ください。

会　場	開催日	時　間	対　象
相差女性活動センター（相差子育てサロン）	11月5日(木)	10時～12時	子育て中の保護者の方とそのお子さん
	12月3日(木)		
桃取コミュニティセンター（ももっ子サロン）	不定期	午前中	



あたたかい善意をありがとうございます

以下のとおりご紹介いたします。

寄　付

（福祉基金）
匿　名　様　2,099円
（ボランティア支援基金）
匿　名　様　10,034円
㈲珍海堂　様　11,000円

寄　贈

赤崎あぐり会員(大形)　様
玉ねぎ10kg・じゃが芋15kg
中村茂喜　様　レトルト食品　一式
ＪＡ伊勢　様　お米20kg



福祉ウェーブは、ボランティア団体「点訳・音訳奉仕グループつのぶえの会」にご協力していただき、テープ・ＣＤへ音訳をして視覚障がいの方に福祉の情報をお届けしています。

